

特定教育・保育施設 指導監査基準

(令和5年4月1日適用)

※この基準のほか、児童福祉法に基づく東京都が定める
最新の保育所指導検査基準を準用するものとする。

日野市 子ども部 保育課

指導監査基準中の「評価区分」

評価区分	指導形態	
C	文書指摘	<p>関係法令等及び関係通達等に違反する場合（軽微な違反の場合を除く。）は、原則として、「文書指摘」とする。ただし、改善中の場合、特別な事情により改善が遅延している場合等は、「口頭指導」とすることができる。</p>
B	口頭指導	<p>関係法令等及び関係通達等以外の法令又は通知に違反する場合は、原則として、「口頭指導」とする。 ただし、当該違反が、管理運営上支障が大きいと認められる場合又は正当な理由なく改善を怠っている場合は、「文書指摘」とする。 なお、関係法令等及び関係通達等に違反する場合であっても、軽微な違反の場合に限り、「口頭指導」とすることができる。</p>
A	助言指導	<p>関係法令等及び関係通達等のいずれにも適合する場合、水準向上のための「助言指導」を行う。</p>

運 營 管 理

目

次

1 児童の入所状況等	
(1) 利用定員の遵守	1
(2) 内容及び手続きの説明及び同意	1
(3) 利用申込みに対する正当な理由のない提供拒否の禁止等	2
(4) あっせん、調整及び要請に対する協力	2
(5) 教育・保育給付認定申請の援助	2
2 基本方針及び組織	
(1) 懲戒に係る権限の濫用禁止	3
(2) 秘密保持等	3
(3) 苦情解決	4
(4) 教育・保育給付認定保護者に関する市への通知	5
(5) 重要事項等の掲示	5
(6) 情報の提供等	5
(7) 地域との連携等	5
3 職員の状況	
職員配置（公定価格）	6

[凡例]

以下の関係法令及び通知等を略称して次のように表記する。

No.	関係法令及び通知等	略称
1	平成24年8月22日法律第65号「子ども・子育て支援法」	子ども・子育て支援法
2	平成26年6月9日内閣府令第44号「子ども・子育て支援法施行規則」	子ども・子育て支援法施行規則
3	平成26年10月30日条例第43号 「日野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例施行規則」	市条例施行規則
4	平成26年4月30日内閣府令第39号「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」	特定運営基準
5	平成29年3月31日厚生労働省告示第117号「保育所保育指針」	保育所保育指針
6	平成28年8月23日府子本第571号・28文科初第727号・雇児発0823第1号 「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について」	雇児発第0823第1号

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
1 児童の入所状況等					
(1) 利用定員の遵守	<p>1 確認を受ける保育所の利用定員は20名以上とする。</p> <p>2 利用定員は子ども・子育て支援法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもの区分及び同項第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとに定めるものとする。 ただし、子ども・子育て支援法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分にあつては、満1歳に満たない子ども及び満1歳以上の子どもに区分して定めるものとする。</p> <p>3 特定教育・保育施設は、年度中における特定教育・保育に対する需要の増大への対応、子ども・子育て支援法第34条第5項に規定する便宜の供与への対応、児童福祉法第24条第5項又は第6項に規定する措置への対応、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合を除き、利用定員を超えて特定教育・保育の提供を行ってはならない。</p>	<p>1 利用定員は遵守されているか。</p> <p>2 区分ごとの利用定員となっているか。</p> <p>3 市運営基準条例第22条の規定する特別の理由なく、利用定員を超えて特定教育・保育の提供を行っていないか。</p>	<p>(1) 市条例施行規則第3条第1項</p> <p>(1) 市条例施行規則第3条第2項</p> <p>(1) 市条例施行規則第21条</p>	<p>(1) 利用定員が遵守されていない。</p> <p>(1) 区分ごとの利用定員を定めていない。</p> <p>(1) 特別の理由なく利用定員を超えて特定教育・保育を提供している。</p>	<p>C</p> <p>B</p> <p>C</p>
(2) 内容及び手続きの説明及び同意	<p>1 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用の申込みを行った支給認定保護者に対し、運営規程の概要、職員の職種・員数及び職務の内容、利用者負担その他の利用申込者の保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について、利用申込者の同意を得なければならない。</p>	<p>1 利用申込者に重要事項説明書を交付し説明を行い、同意を得ているか。</p>	<p>(1) 市条例第4条第1項、第2項 第22条</p>	<p>(1) 重要事項説明書を作成していない。</p> <p>(2) 重要事項説明書の内容が不十分である。</p> <p>(3) 保護者に対し、重要事項説明書を交付・説明を行っていない。</p> <p>(4) 保育の提供の開始について、保護者の同意を得ていない。</p> <p>(5) 保育の提供の開始について、一部の保護者の同意を得ていない。</p>	<p>C</p> <p>B</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>B</p>

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
(3)利用申込みに 対する正当な理由 のない提供拒否の 禁止等	特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。	正当な理由がなく、受け入れを拒んでいないか。	(1)子ども・子育て支援法第33条第1項 (2)市条例施行規則第5条第1項	(1)正当な理由がなく、受け入れを拒んでいる。	C
(4)あっせん、調整 及び要請に対する 協力	1 特定教育・保育施設は、市が行うあっせん及び要請に対し、出来る限り協力しなければならない。 2 特定教育・保育施設(認定子ども園又は保育園に限る)は、市が行う調整及び要請に対し、出来る限り協力しなければならない。	市が行うあっせん、要請及び調整に対し、出来る限り協力しているか。	(1)市条例施行規則第6条第1項 (2)市条例施行規則第6条第2項	(1)あっせん、要請及び調整に対し、出来る限り協力していない。 (2)協力が不十分である。	B B
(5)教育・保育給付 認定申請の 援助	1 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定を受けていない保護者から、利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて、速やかに支給認定の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。 2 特定教育・保育施設は、教育・保育給付の認定の申請が遅くとも支給認定保護者が受けている支給認定の有効期間の満了日の30日前には行われるような援助を行わなければならない。但し、緊急その他やむを得ない理由がある場合には、この限りではない。	1 支給認定申請に対する必要な援助を行っているか。 2 支給認定の変更の認定申請に必要な援助を行っているか。	(2)市条例施行規則第8条第1項 (2)市条例施行規則第8条第2項	(1)必要な援助を行っていない。 (2)援助が不十分である。 (1)必要な援助を行っていない。 (2)援助が不十分である。	B B B

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
2 基本方針及び組織					
(1)懲戒に係る権限の濫用禁止	特定教育・保育施設は(幼保連携型認定子ども園及び保育所に限る。)の長たる特定教育・保育施設の管理者は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第47条第3項の規定により、懲戒に関しその教育・保育給付認定子どもの福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。	身体的苦痛を与えたり、人格を辱める等その権限を濫用していないか。	(2)市条例施行規則第25条	(1)その支給認定子どもの福祉の為に必要な措置を採るときに、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用している。	C
(2)秘密保持等	1 特定教育・保育施設の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た教育・保育給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。 2 特定教育・保育施設は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た教育・保育給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。	1 業務上知り得た秘密は保持されているか。 2 職員であった者が秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。	(1)市条例施行規則第26条第1項 (2)市条例施行規則第26条第2項	(1)正当な理由なく、業務上知り得た子ども又は家族の秘密を漏らしている。 (2)職員であった者が秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。	C C
	3 特定教育・保育施設は、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、教育・保育給付認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の同意を得ておかなければならない。	3 情報を提供する際には、あらかじめ文書により、当該教育・保育給付認定子どもの保護者の同意を得ているか。	(3)市条例施行規則第26条第3項	(3)文書により当該教育・保育子どもの保護者の同意を得ていない。	C

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
(3) 苦情解決	1 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関する教育・保育給付認定子ども又は教育・保育給付認定保護者その他の当該教育・保育給付認定子どもの家族(以下この条において「教育・保育給付認定子ども等」という。)からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。	1 苦情を受け付けるための窓口を設置するなど、苦情解決に適切に対応しているか。	(1) 市条例施行規則第29条第1項	(1) 苦情解決の仕組みを整備していない。 (2) 対応が不十分である。	C B
	2 特定教育・保育施設は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。	2 苦情の内容等を記録しているか。	(2) 市条例施行規則第29条第2項	(1) 苦情の内容等を記録していない。 (2) 苦情の記録の内容等が不十分である。	C B
	3 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関する教育・保育給付認定子ども等からの苦情に関して市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。	3 市が実施する事業に協力するよう努めているか。	(3) 市条例施行規則第29条第3項	(1) 市が実施する事業に協力するよう努めていない。	B
	4 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関し、法第14条第1項の規定により市町村が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該市町村の職員からの質問若しくは特定教育・保育施設の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び教育・保育給付認定子ども等からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。	4 市が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提出の命令又は市の職員から質問若しくは特定教育・保育施設の設備若しくは帳簿書類その他物件の検査に応じ、及び教育・保育認定子ども等からの苦情に関して、市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。	(4) 市条例施行規則第29条第4項	(1) 適切に対応していない。	C
	5 特定教育・保育施設は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市に報告しなければならない。	5 市からの求めがあった場合、改善の内容を市に報告しているか。	(5) 市条例施行規則第29条第5項	(1) 適切に対応していない。	C

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
(4)教育・保育給付認定保護者に関する市への通知	特定教育・保育施設は、特定教育・保育を受けている教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者が偽りその他不正な行為によって施設型給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を当該施設型給付費の支給に係る市町村に通知しなければならない。	1 認定内容と実態に相違がある場合、その旨を市に報告しているか。	(1)市条例施行規則第18条第1項	(1)保護者の不正行為について、市に報告していない。	B
(5)重要事項等の掲示	特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込者の特定教育・保育施設の利用に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。	1 掲示がされているか。 2 掲示されている内容は適切であるか。	(1)市条例施行規則第22条	(1)重要事項等が掲示されていない。 (2)掲示されている内容が適切でない。	B B
(6)情報の提供等	1 特定教育・保育施設は、特定教育・保育施設を利用しようとする小学校就学前子どもに係る教育・保育給付認定保護者が、その希望を踏まえて適切に特定教育・保育施設を選択することができるように、当該特定教育・保育施設が提供する特定教育・保育の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。 2 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。	1 施設選択に資するよう、情報提供を行っているか。 2 施設について広告する場合、内容が虚偽のもの又は誇大なものになっていないか。	(1)市条例施行規則第27条第1項 (2)市条例施行規則第27条第2項	(1)情報提供を行っていない。 (2)施設の広告内容が、虚偽である又は誇大なものになっている。	B B
(7)地域との連携等	特定教育・保育施設は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。	1 地域住民との交流・連携の取り組みを行うよう努めているか。	(1)市条例施行規則第30条 (2)保育所保育指針第1章1(5)	(1)地域住民との交流・連携の取り組みを行うよう努めていない。	B

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
3 職員の状況 職員の状況 (公定価格)	1 基本分単価 (1)保育士 基本分単価における必要保育士数は、以下のアとイを合計した数であること。また、これとは別に非常勤の保育士が配置されていること。 ア 4歳以上児30人につき1人、3歳児20人につき1人、2歳児6人につき1人、1歳児5人につき1人、乳児3人につき1人。 イ ・利用定員90人以下の施設については1人。 ・保育標準時間認定を受けた子どもが利用する施設については1人。 ・上記アとイの保育士1人当たり、研修代替保育士として、年間3日分の費用を算定。 (2)その他 ○調理員等・・・利用定員40人以下の施設は1人、41人以上150人以下の施設は2人、151人以上の施設は3人(うち1人は非常勤)。 (注)調理業務の全部を委託する場合、または搬入施設から食事を搬入する場合は、調理員を置かないことができる。 ○非常勤事務職員 (注)施設長等の職員が兼務する場合は、配置は不要。 ○嘱託医・嘱託歯科医	1 職員配置は適正に行われているか。	(1)雇児保発0823第1号別紙2 II 1(2) (2)日野市特定保育所運営費支弁要綱第3条別表第1	(1)職員配置が適正に行われていない。	C

